青森労働局からのお知らせ

令和6年8月

人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内

良質なテレワーク制度の導入・実施により、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から一 定の効果をあげた中小企業事業主を支援する制度です。

以下、制度の概要などをご紹介いたします。

1 制度の概要【支給申請手続きは、次の(1)、(2)の2段階】

- (1) 機器等導入助成
 - ① 主な支給要件
 - ア テレワーク制度の導入・実施(新規導入の他、試行的導入または実施対象拡大も含む)
 - イ 実施計画認定日以降、対象機器導入等テレワーク実施に係る取組の実施
 - ウ 評価期間において、一定水準以上のテレワーク実施実績があること
 - エ テレワークを実施しやすい職場風土作りの取組実施
 - ② 支給額 支給対象経費の50%
 - ◆支給上限額(いずれか低い方の金額)
 - ・100万円 または ・20万円×テレワーク実施対象労働者数
 - ③ 「テレワーク実施計画」について、事前の労働局長あて認定申請が必要
- (2) 目標達成助成
 - ① 主な支給要件
 - ア 評価時の離職率が、計画時の離職率以下であること
 - イ 評価時の離職率が、30%以下であること
 - ウ 評価期間内に1回以上テレワークを実施した労働者数が、一定の人数以上である こと(注1:異なる期間でテレワーク実施対象労働者数の増減の比較を行うもの)
 - ② 支給額 支給対象経費の15%(賃金要件充足の場合25%)【注2:賃金要件(賃上げ加算)→評価期間(機器等導入助成)開始日から1年以内に、テレワーク対象労働者の所定内賃金額を5%以上引き上げて支給した場合の加算】
 - ③ 支給上限額 上記1(1)②◆に同じ

2 助成対象となる取組(テレワーク実施を可能とするもの。1つ以上を選択)

- (1) 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- (2) 外部専門家によるコンサルティング
- (3) テレワーク用通信機器等の導入・運用
- (4) 労務管理担当者に対する研修
- (5) 労働者に対する研修
- ⇒ 支給要領、申請様式など詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

お問い合わせ先: 雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 6651

関係資料:別添1(令和6年度 雇用環境・均等室が窓口となる事業主向け助成金のご案内)

両立支援等助成金(育休中等業務代替支援コース)のご案内

令和6年1月より「育休中等業務代替支援コース」を新設し、育児休業や育児短時間勤務制度を利用する労働者の業務代替に係る、体制を整備した事業主への支援を拡充しました。 以下、主な支給要件などをご紹介いたします。

1 主な支給要件【同一の子に係る育児休業については、次の(1)または(3)のいずれかのみ】

- (1) 手当支給等(育児休業)
 - ① 代替業務の見直し・効率化の取組の実施
 - ② 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則等に規定
 - ③ 対象労働者が7日以上の育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
 - ④ 業務を代替する労働者への**手当等の支給**(手当支給額に応じ、助成金支給額が変動)
- (2) 手当支給等(短時間勤務)
 - ① 上記1(1)①、②、④に同じ
 - ② 対象労働者が**育児のための短時間勤務制度を1か月以上利用**し、支給申請日まで継続 雇用
- (3)新規雇用(育児休業)
 - ① 育児休業を取得する労働者の代替要員を、新規雇用または派遣受入で確保
 - ② 対象労働者が7日以上の育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
 - ③ 育児休業中に、代替要員が業務を代替(業務代替期間に応じ、助成金支給額が変動)

2 支給額 以下のとおり。

24/10/10/10/10/10		
	支給額	
(1)手当支給等 (育児休業)	A と B の合計額 (最大 1 25万円)	A. 業務体制整備経費:5万円 (育休1か月未満: 2万円) B. 手当支給総額の3/4 (※) ※上限10万円/月、12か月まで
(2)手当支給等 (短時間勤務)	A と B の合計額 (最大110万円)	A. 業務体制整備経費:2万円 B. 手当支給総額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで
(3)新規雇用 (育児休業)	代替期間に応じた額を支給(※) 最短:7日以上14日未満 9万円 最長:6か月以上 67.5万円	
有期雇用労働者 加算	10万円加算(※)	

- (注1)上記(1)~(3)全てあわせて1年度10人まで、初回から5年間支給
- (注2)上記支給額のうち(※)については、一定の要件を満たした場合の加算有り
- ⇒ 支給要領、申請様式など詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

お問い合わせ先:雇用環境・均等室 〔電話番号〕017 - 734 - 6651

関係資料:別添1(令和6年度 雇用環境・均等室が窓口となる事業主向け助成金のご案内)

フリーランス・事業者間取引適正化等法オンライン説明会を開催します!

近年、配送など多様な業種で、フリーランスという働き方が普及している一方、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすく、「報酬が支払われない」「ハラスメントを受けた」等のトラブルが増えています。

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正 化等法が令和6年11月1日に施行されることから、この度、フリーランス、発注事業者等を対 象としてオンライン説明会を開催します。

【フリーランス・事業者間取引適正化等法オンライン説明会】

- ①令和6年10月3日(木)13時30分~14時40分
- ②令和6年10月4日(金)13時30分~14時40分 開催方法 オンライン (Microsoft Teams)
- ●詳細は、青森労働局ホームページをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou.html



≪申込先≫

労働局(労働基準関係)・労働基準監督署説明会等受付サイト

①令和6年10月3日開催 説明会番号 102-000-0001

https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/MzEwMw==



②令和6年10月4日開催 説明会番号 102-000-0002

https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/MzEwNA==



お問い合わせ先:雇用環境・均等室 〔電話番号〕017 - 734 - 4211

関係資料:別添2(フリーランス・事業者間取引適正化等法オンライン説明会)